

# 釧路市交通バリアフリー 道路特定事業計画

北海道開発局

北海道

釧路市

## 目 次

1 道路特定事業計画作成の趣旨と基本方針	1
(1) 道路特定事業計画作成の趣旨	2
(2) 整備目標年次	2
(3) 整備の基本方針	2
(4) 道路特定事業計画の作成にあたっての留意点	2
2 重点整備地区の区域及び特定経路	3
(1) 重点整備地区の概要	4
(2) 特定経路一覧	6
3 特定経路の路線別事業計画	8
4 参考資料	18
・ 本事業計画に掲げた整備の内容	19
・ 「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(概要)	20
・ 釧路市交通バリアフリー推進担当者連絡会議	21

# **1 道路特定事業計画の作成趣旨と基本的方針**

## (1)道路特定事業計画作成の趣旨

高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性向上の実現に向け、駅などの旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目的とする「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という)が施行されたことにより、釧路市では、特定旅客施設(JR釧路駅)を中心とした重点整備地区及びバリアフリーの整備基準にそった整備を行う特定経路を設定し、『釧路市交通バリアフリー基本構想』(以下「基本構想」という)を平成16年3月に策定しました。

このたび、この基本構想を受け交通バリアフリー法第10条に基づいて北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所、釧路市が共同で道路管理者が実施する道路等のバリアフリー化事業(道路特定事業)を取りまとめ『釧路市交通バリアフリー道路特定事業計画』を作成しました。

今後は、この事業計画に基づき重点的・一体的に重点整備地区内特定経路の道路バリアフリー化を進めていきます。

## (2)整備目標年次

整備目標時期は、平成22年(2010年)を基本とします。

## (3)整備の基本方針

本事業計画に基づくバリアフリー化事業の実施にあたっては、国が定めた『重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準』(以下「基準」という)並びに『道路の移動円滑化整備ガイドライン』に沿った整備を図ります。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、可能な限り「基準等」に沿った整備を図るものとします。

## (4)道路特定事業計画の作成にあたっての留意点

本事業計画には、交通バリアフリー法第12条に定める通路等の一般交通用施設の整備など「その他の事業」についても、あわせて計画に盛り込んでいます。

『移動円滑化の促進に関する基本方針』にも道路管理者が、基本構想に即して特定事業計画を作成するにあたっては、高齢者・身体障がい者等をはじめ関係者の意見が特定事業計画に十分反映されるよう努めることが求められていますが、本事業計画の作成にあたり『釧路市交通バリアフリー検討委員会』の方々など当事者の意見反映に努めました。

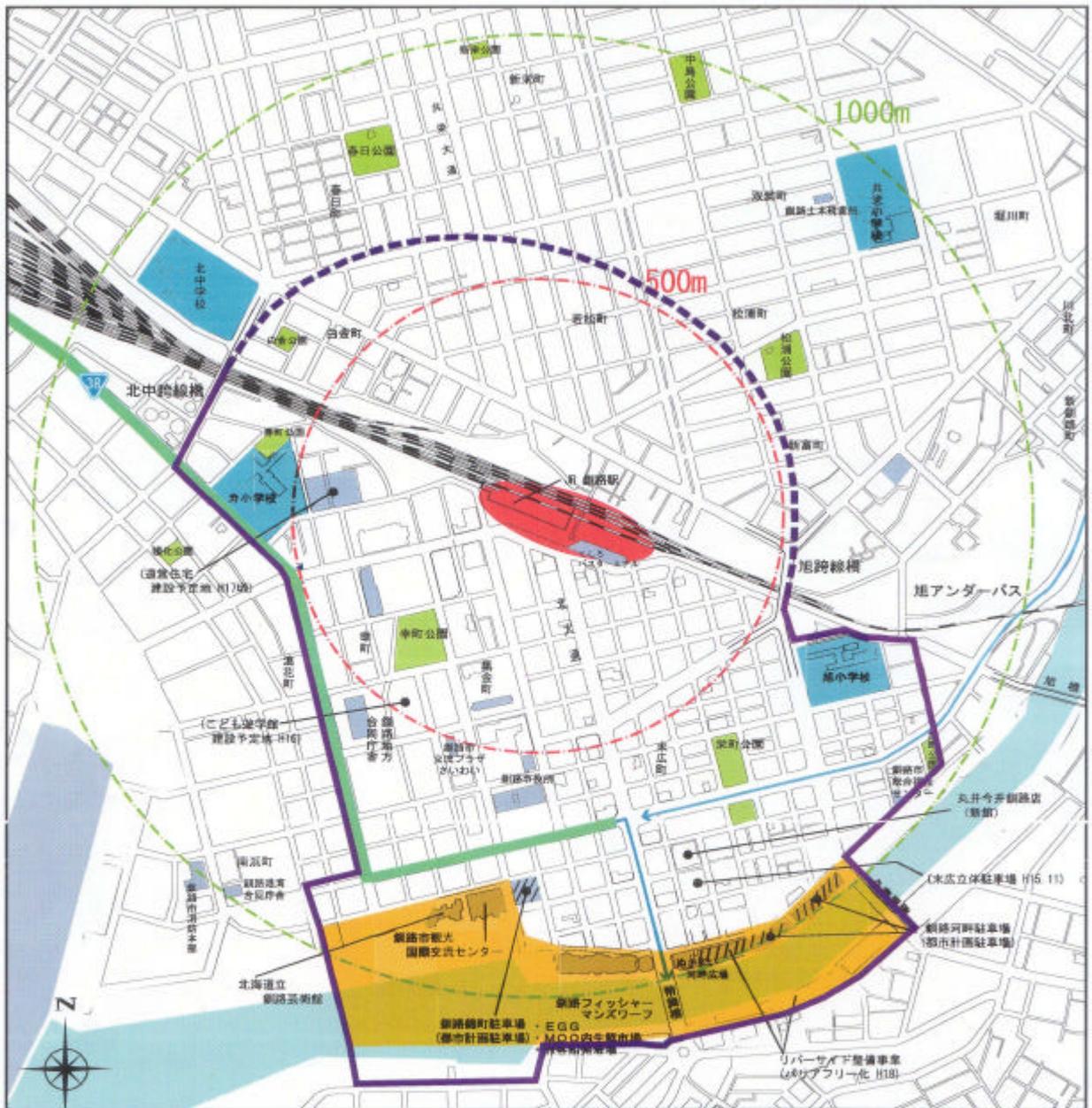
本事業計画の作成にあたり、県・市の道路管理者等の担当者による『釧路市交通バリアフリー推進担当者連絡会議』を開催し関係行政機関の協議、調整に努めました。

なお、事業計画は、現時点での整備事業計画を定めたものであり、今後の各事業の進捗状況、さらには、社会情勢の変化等により変更することがあります。

## 2 重点整備地区の区域及び特定経路

# (1)重点整備地区の概要

## 1. 重点整備地区位置図



### 【凡 例】

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|  | 重点整備地区  |  | 特定旅客施設  |
|  | (重点整備地区候補区域)<br>鉄道北側地域に<br>ついては他計画との<br>調整により今後検討 |  | 一体的主要施設ゾーン<br>(一つの施設とみなす主要施設群)  |
|   |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道立芸術館</li> <li>・釧路市観光国際交流センター</li> <li>・釧路フィッシャーマンズワーフR00</li> <li>・釧路川リバーサイド整備事業(整備中)</li> </ul> |







## 2.重点整備地区主要事項

地区面積	161 ha
DID面積と構成比	DID内
用途地域指定状況	商業地域・近隣商業地域ほか
着手予定年度	平成16年度
完成予定年度	平成22年度

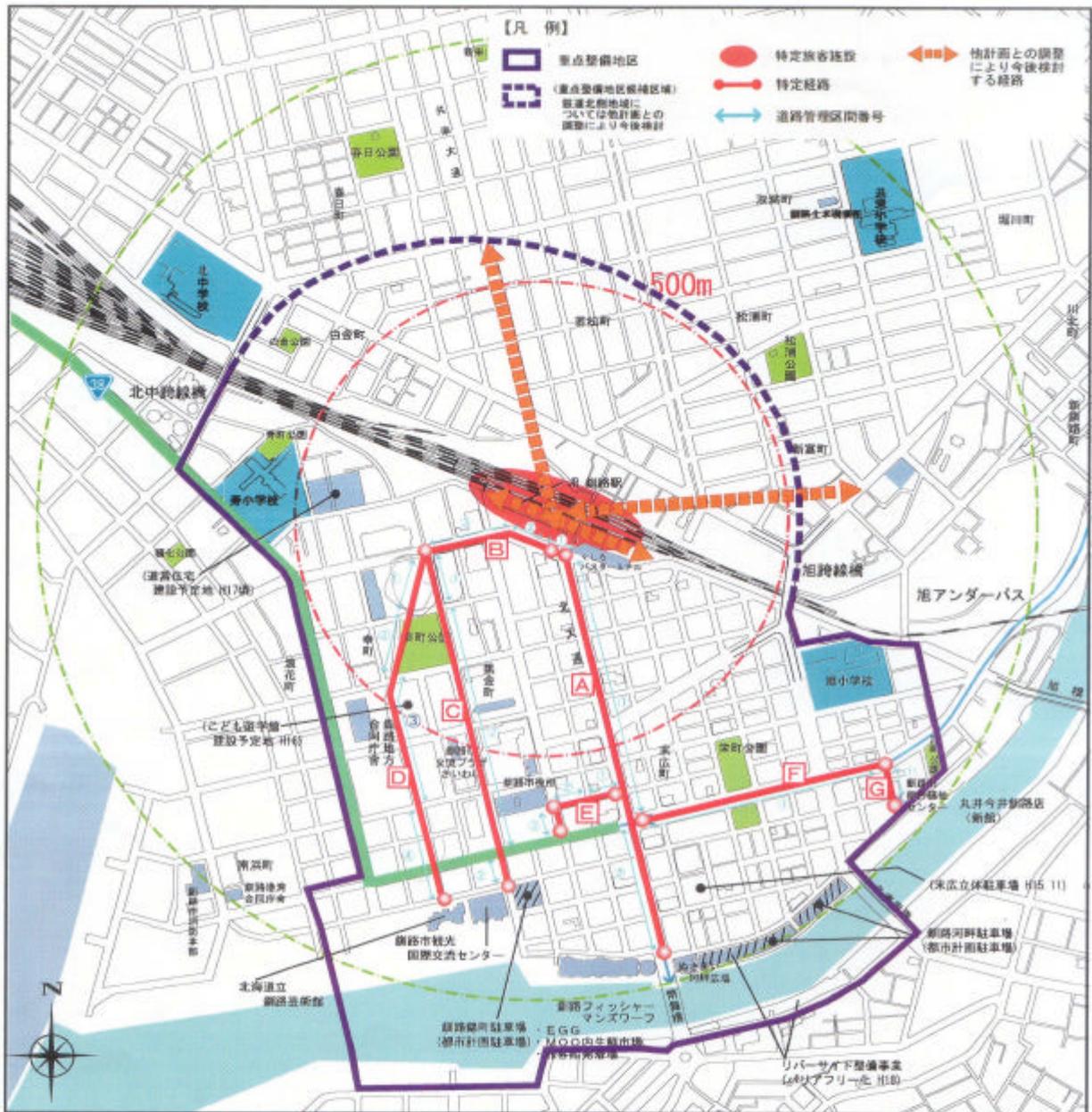
## 3.重点整備地区の選定理由

- ・本地区は、JR釧路駅を中心とした徒歩圏である。
- ・JR釧路駅は、鉄道交通の拠点としての機能を持ち、毎日4千人を超える人々が対象地区へのアクセス拠点として利用している。
- ・本地区には、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する官公庁施設、社会福祉施設等の公共施設が集積している。

## 4.重点整備地区内施設状況

分類	施設内容	
	施設名称	1日当り利用者数
交通拠点施設 (鉄道 地下鉄 路面電車 新交通システムの駅、バス停、バスターミナル、旅客船施設等)	JR釧路駅	4,002 人
	くしろバスターミナル	
公共施設 (役所、保健所、公民館、市民センター、公共ホール、図書館、公園など)	施設名称	施設規模 (m <sup>2</sup> )
	釧路市役所	14,169 m <sup>2</sup>
	釧路警察署	8,030 m <sup>2</sup>
	釧路地方合同庁舎	25,063 m <sup>2</sup>
	北海道立釧路芸術館	2,500 m <sup>2</sup>
	釧路市観光国際交流センター	1,800 m <sup>2</sup>
	釧路市交流プラザさいわい	4,267 m <sup>2</sup>
	釧路市こども遊学館	5,884 m <sup>2</sup>
	幸町公園	1.00 ha
	栄町公園	0.83 ha
	EGG	1,478 m <sup>2</sup>
福祉施設	施設名称	施設規模 (m <sup>2</sup> )
	釧路市総合福祉センター	2,307 m <sup>2</sup>
病院	施設名称	病床数
	釧路中央病院	192 床
教育施設	施設名称	
	釧路市立寿小学校	
	釧路市立旭小学校	
商業施設	施設名称	施設規模 (m <sup>2</sup> )
	フィッシャーマンズワーフMOO	16,040 m <sup>2</sup>
その他	施設名称	施設規模 (m <sup>2</sup> )
	釧路錦町駐車場	5,700 m <sup>2</sup>
	釧路河畔駐車場	2,100 m <sup>2</sup>

## (2) 特定経路一覧



記号	選定路線名	管理者	路線番号
A	北大通(釧路駅～幣舞橋)	一般国道38号	(1)
		主要道道釧路停車場線	(2)
B	駅前南浜町通(釧路駅～市役所横通交差点)	主要道道釧路停車場線	(3)
		市道駅前南浜町通	(4)
C	市役所横通/橋北西4線 (長崎屋前交差点～国際交流センター前)	釧路市	(5)
D	幸町公園通/橋北西6線1 (長崎屋前交差点～芸術館前)	釧路市	(6)
E	市道橋北西6号1(北大通～市役所)	釧路市	(7)
F	釧路環状通(北大通～栄町平和公園)	一般国道44号	(8)
G	市道橋北東8線	釧路市	(9)







## 特 定 経 路 一 覧 表

記号	路線名	区間	管理者
	< JR 釧路駅周辺 >		
(A)	一般国道38号	一部	北海道開発局
"	主要道道釧路停車場線		北海道
(B)	主要道道釧路停車場線		釧路市
"	幹線 駅前南浜町通		
(C)	幹線 市役所横通		
"	橋北西4線		
(D)	幹線 幸町公園通(独立)	全部	
"	橋北西6線1	一部	北海道開発局
(E)	橋北西6号1		
"	橋北西2線		
(F)	一般国道44号	釧路市	釧路市
(G)	橋北東8線		

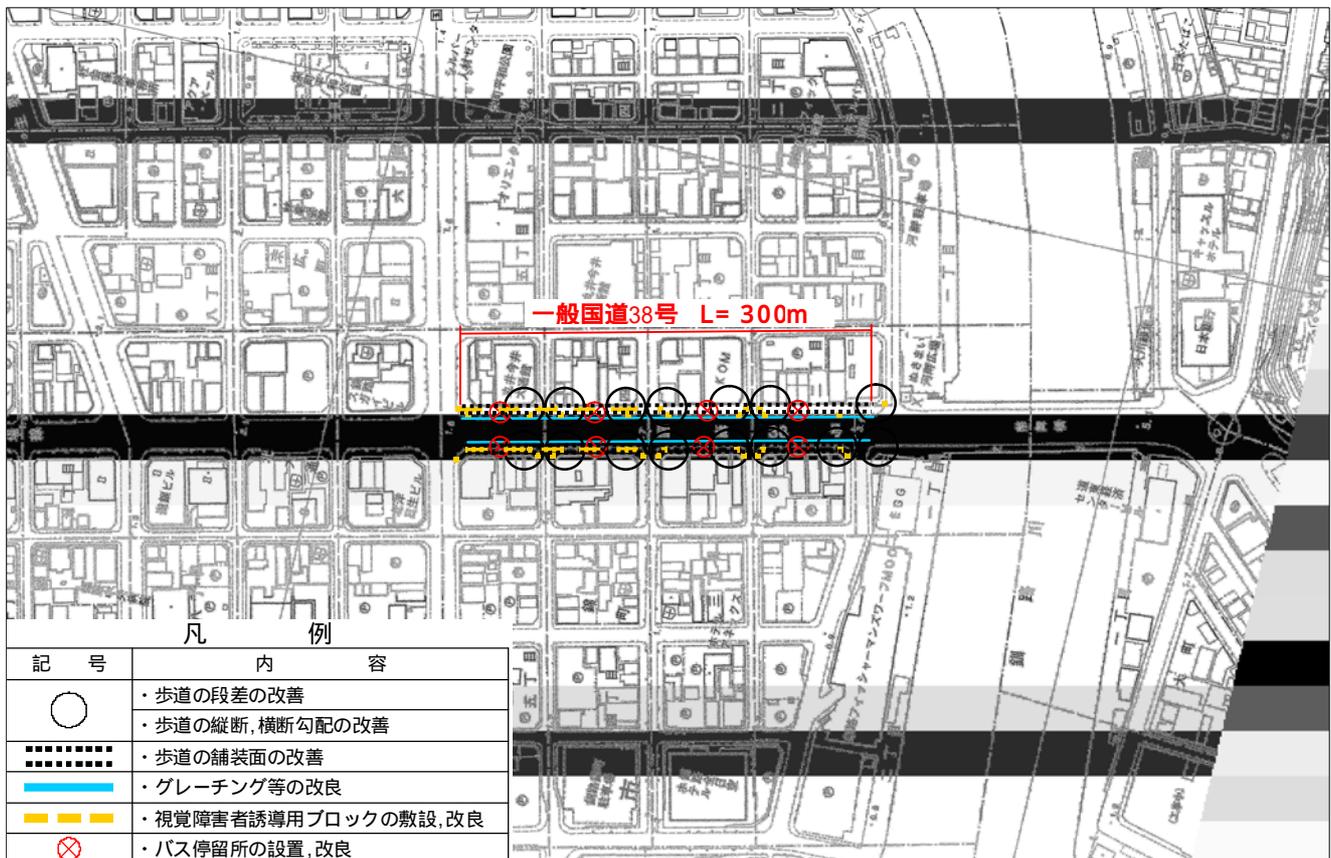
### 3 特定経路の路線別事業計画

(注)本事業計画は、現時点での整備事業計画を定めたものであり、今後の各事業の進捗状況さらには社会情勢の変化等により、変更することがあります。

( A )

路線名	一般国道38号	管理者	北海道開発局						
事業区間	北大通1丁目交差点～北大通5丁目交差点	延長	300m						
事業内容・実施予定期間	事業内容	事業量	実施予定期間						
			(平成)						
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	15箇所				■	■			
歩道の舗装面の改善	600m				■	■			
グレーチング等の改良	600m				■	■			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	8箇所、230m				■	■			
バス停留所の設置・改良	8箇所				■	■			
事業実施に際し配慮すべき重要事項									

事業計画図





( B )

路線名	主要道道釧路停車場線	管理者	北海道					
事業区間	北大通釧路駅前広場～市道西1線交差点	延長	117m					
事業内容・実施予定期間		実施予定期間						
事業内容		事業量		(平成)				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善								
歩道の舗装面の改善								
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良								
事業実施に際し配慮すべき重要事項		駅前側歩道については、「釧路駅周辺まちづくり」計画との調整が必要。						

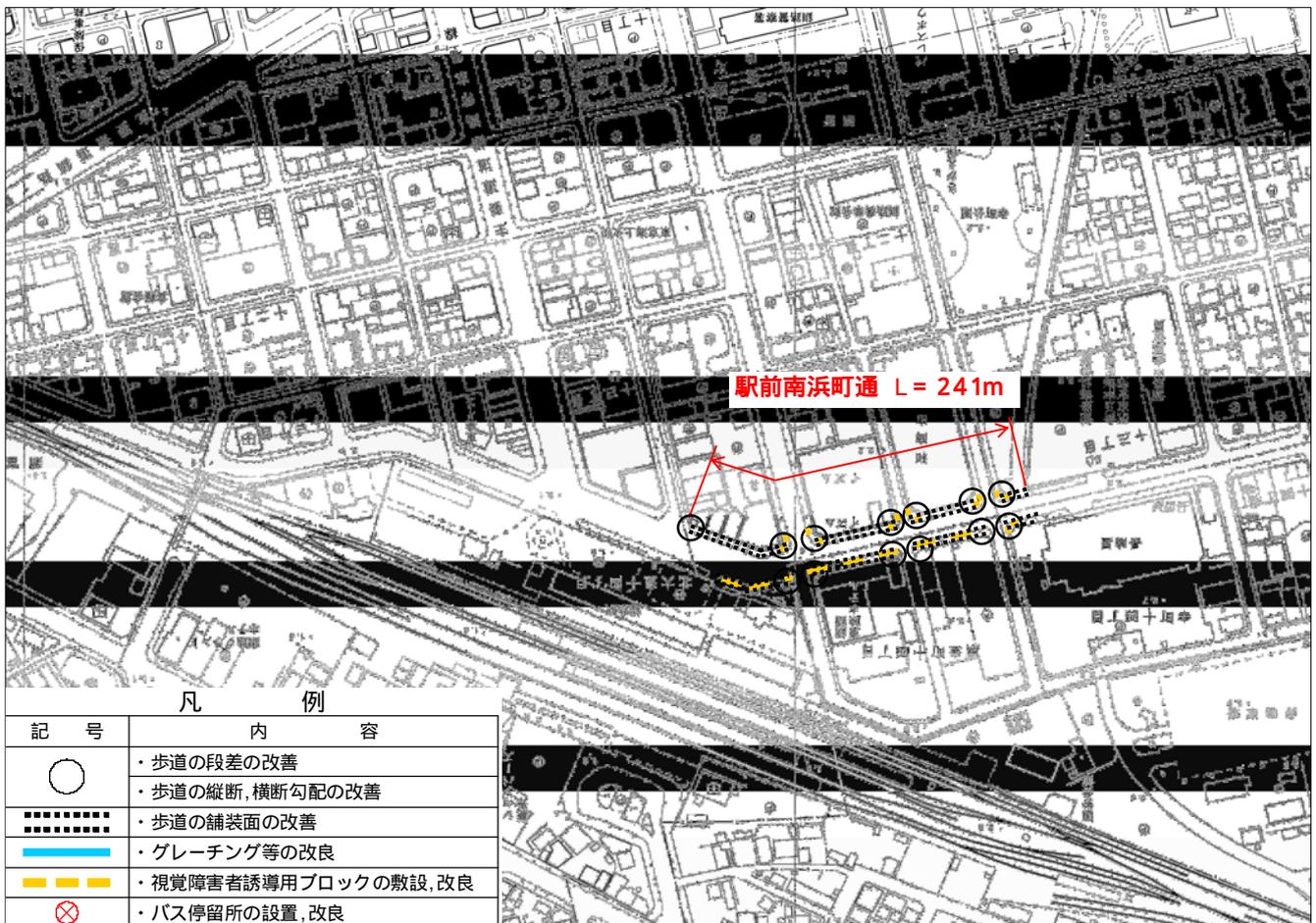
事業計画図



( B )

路線名	駅前南浜町通	管理者	釧路市					
事業区間	市道西1線交差点～和商市場前交差点	延長	241m					
事業内容・実施予定期間			実施予定期間					
事業内容	事業量						(平成)	
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	13箇所							
歩道の舗装面の改善	482m							
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	6箇所、164m							
事業実施に際し配慮すべき重要事項		駅前側歩道については、「釧路駅周辺まちづくり」計画との調整が必要。						

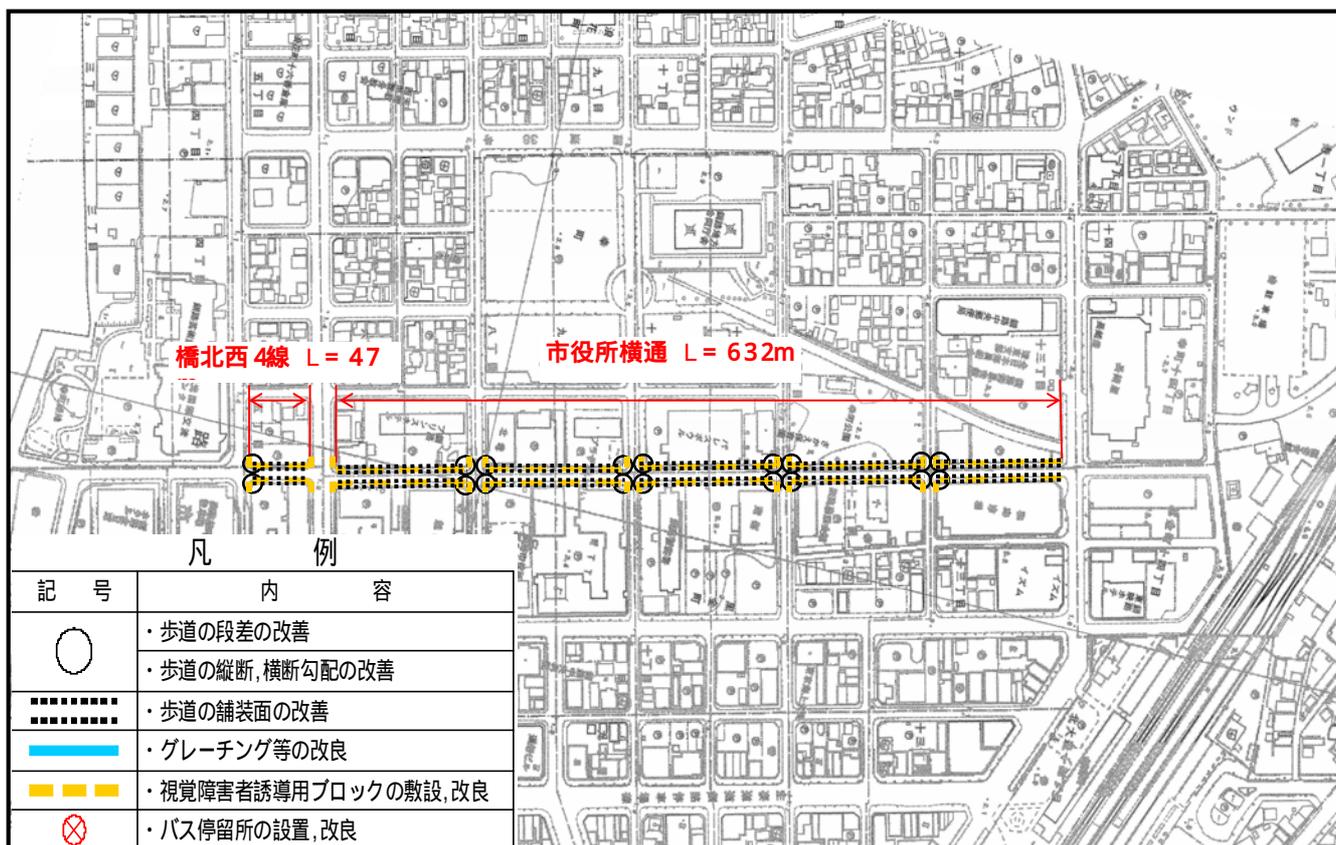
事業計画図



(C)

路線名	市役所横通・橋北西4線	管理者	釧路市						
事業区間	観光国際交流センター前交差点～和商市場前交差点	延長	679m						
事業内容・実施予定期間	事業内容	事業量	実施予定期間						
			(平成)						
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	18箇所								
歩道の舗装面の改善	1,358m								
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	1,358m								
事業実施に際し配慮すべき重要事項									

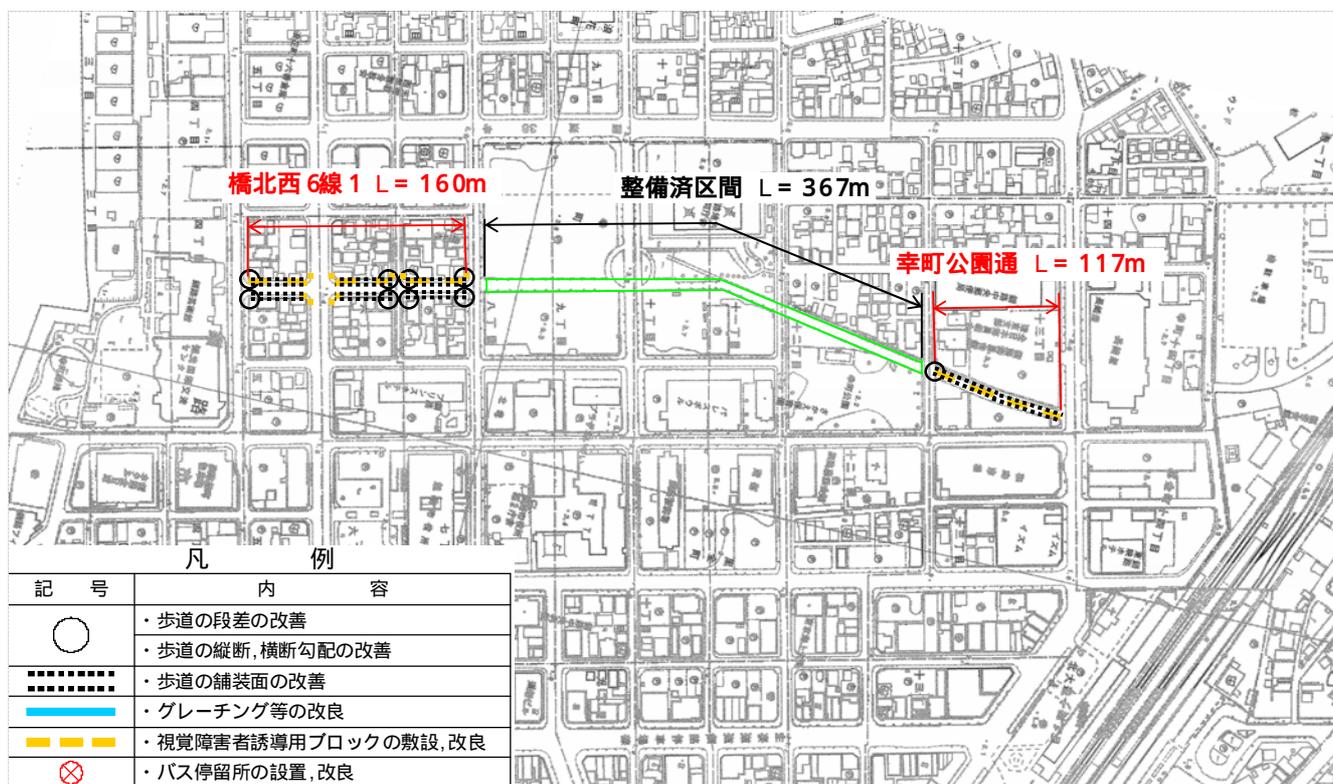
事業計画図



(D)

路線名	幸町公園通・橋北西6線1	管理者	釧路市					
事業区間	釧路芸術館前交差点～和商市場前交差点	延長	277m					
事業内容・実施予定期間		実施予定期間						
事業内容	事業量	(平成)						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	9箇所							
歩道の舗装面の改善	437m							
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	2箇所、277m							
事業実施に際し配慮すべき重要事項								

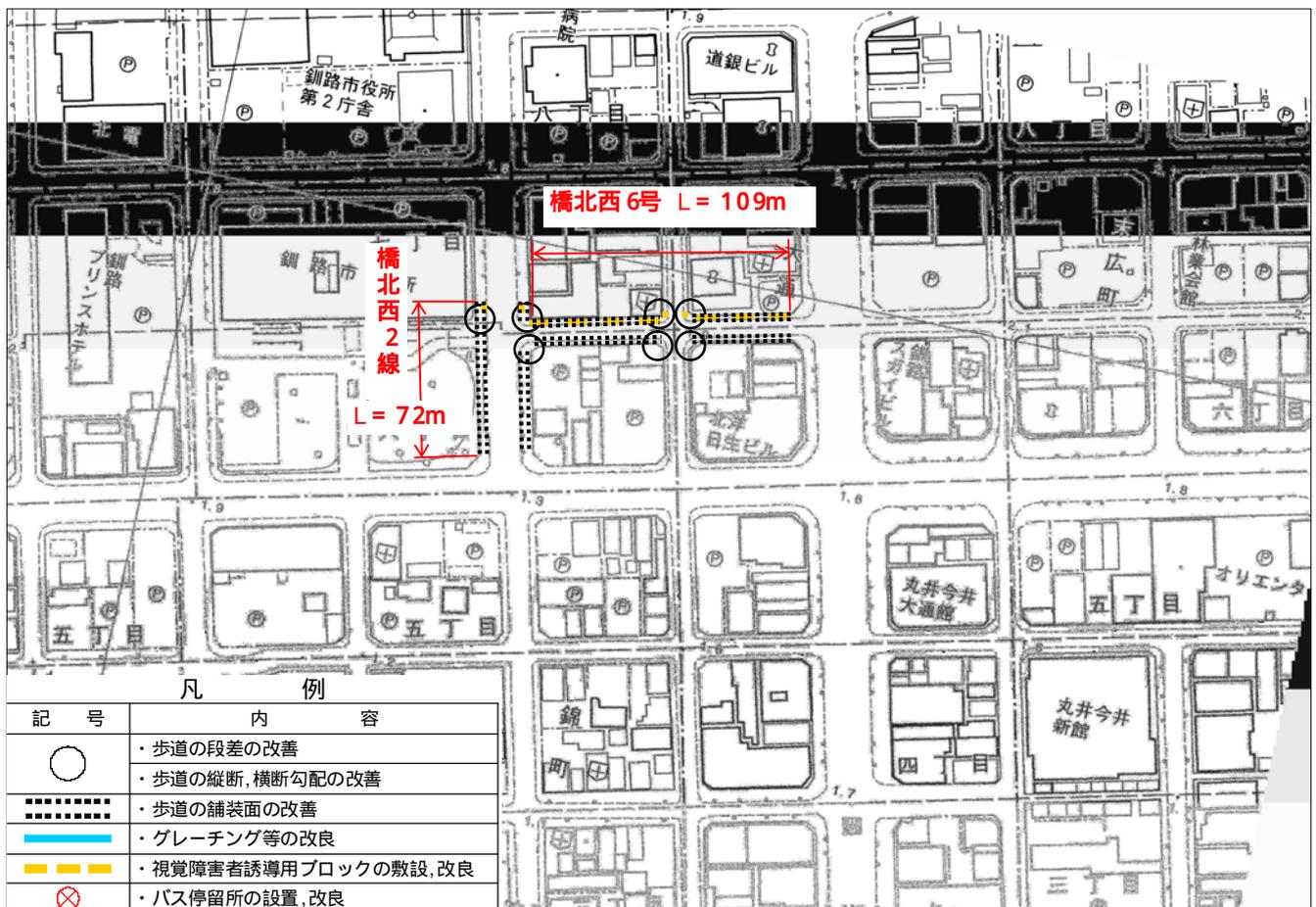
事業計画図



( E )

路線名	橋北西6号1・橋北西2線	管理者	釧路市				
事業区間	北大通6丁目交差点～錦町5丁目交差点	延長	181m				
事業内容・実施予定期間			実施予定期間				
事業内容	事業量	(平成)					
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	7箇所				■		
歩道の舗装面の改善	362m				■		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	109m				■		
事業実施に際し配慮すべき重要事項							

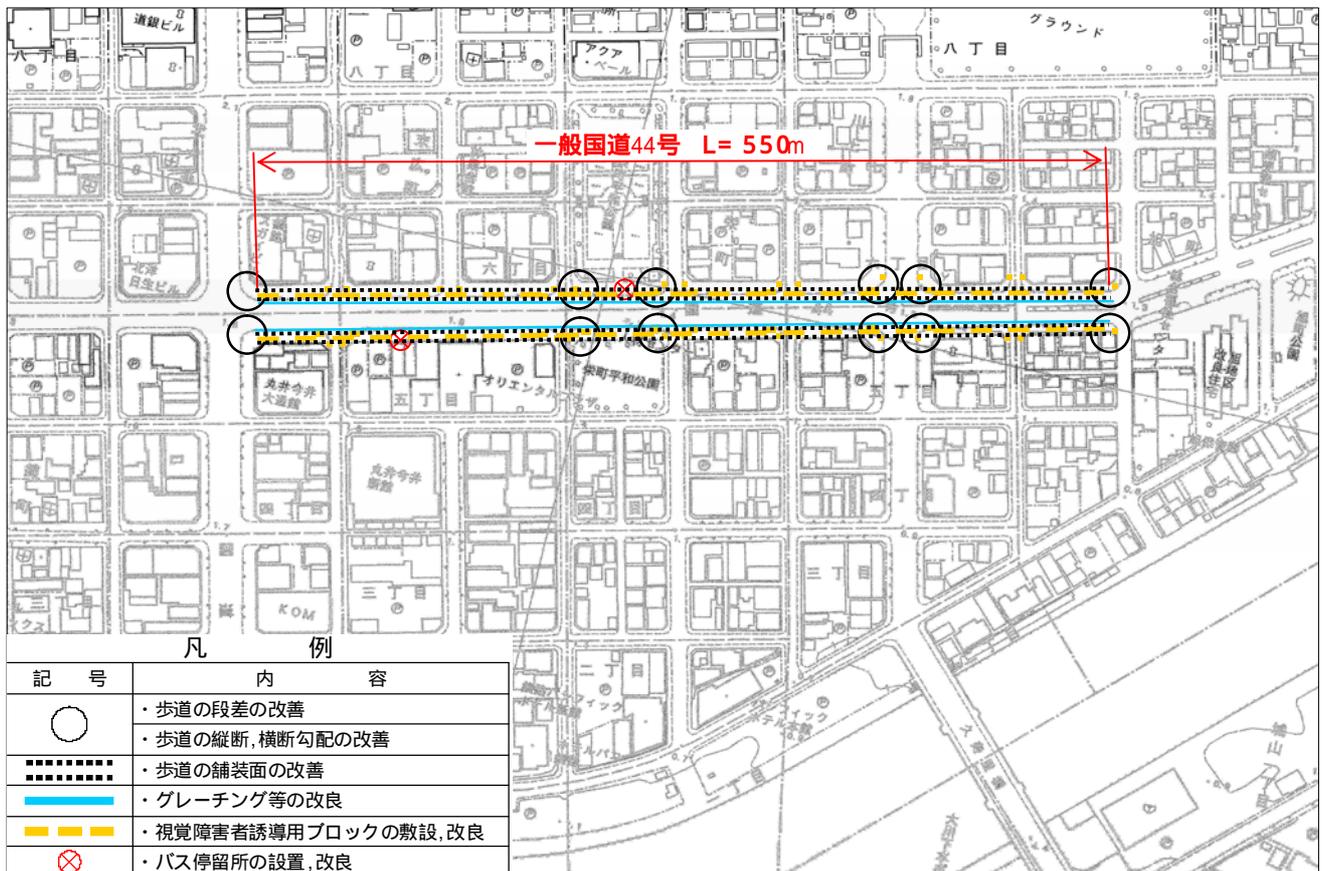
事業計画図



( F )

路線名	一般国道44号	管理者	北海道開発局				
事業区間	北大通5丁目交差点～富士会館前交差点	延長	550m				
事業内容・実施予定期間	事業内容	事業量	実施予定期間				
			(平成)				
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	12箇所						
歩道の舗装面の改善	1,100m						
グレーチング等の改良	1,100m						
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	1,100m						
バス停留所の設置・改良	2箇所						
事業実施に際し配慮すべき重要事項							

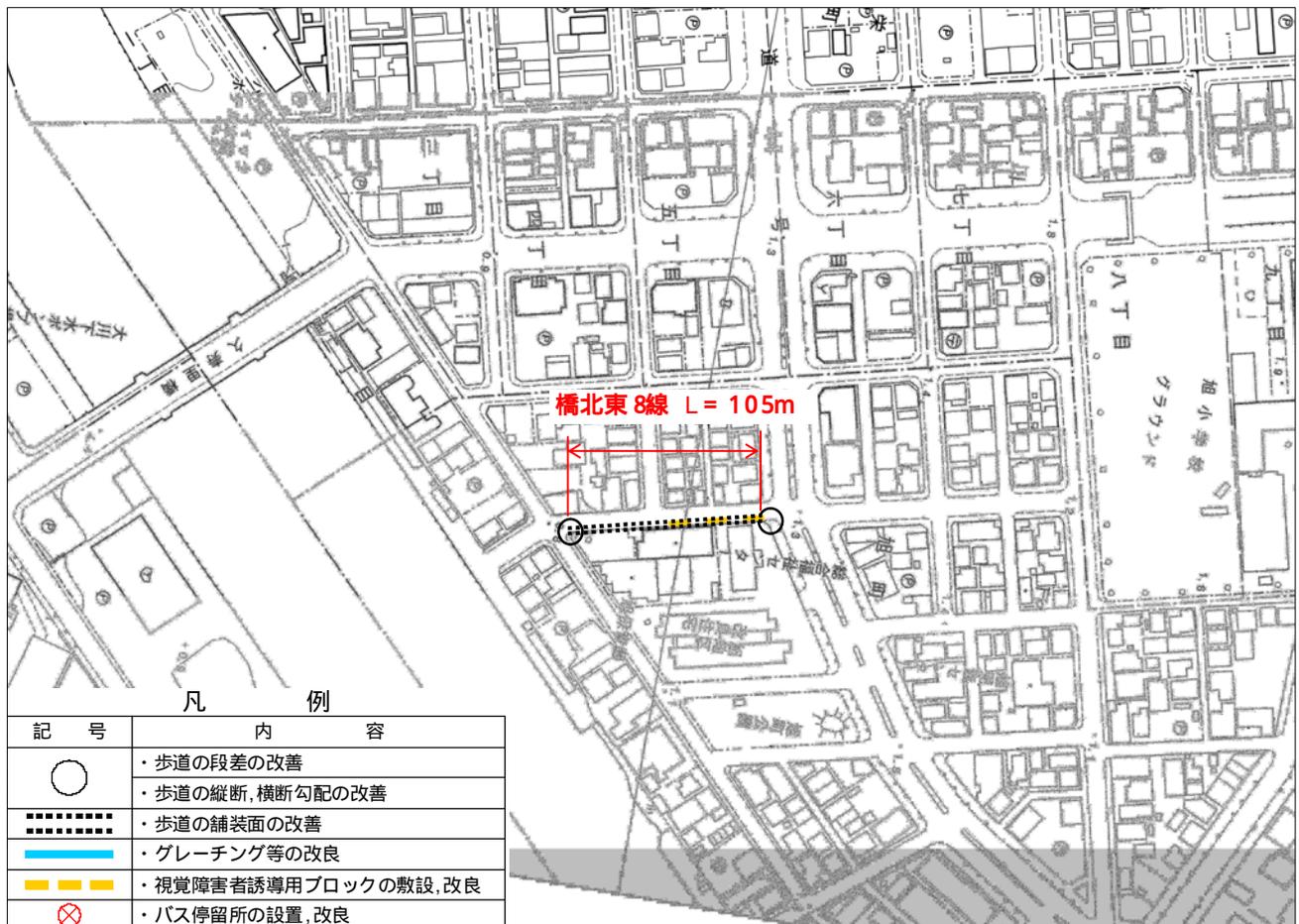
事業計画図



( G )

路線名	橋北東8線	管理者	釧路市					
事業区間	富士会館前交差点～旭保育園前交差点	延長	105m					
事業内容・実施予定期間		実施予定期間						
事業内容	事業量	(平成)						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	2箇所						■	
歩道の舗装面の改善	105m						■	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	61m						■	
事業実施に際し配慮すべき重要事項								

事業計画図



## 4 參考資料

## 本事業計画に掲げた整備の内容

内 容	説 明
歩道の段差改善、縦断・横断勾配の改善	・基準に沿った改善を図ります。
歩道の舗装面の改善	・基準に沿った改善を図ります。
グレーチング等の改良	・目の細かいグレーチング等への付け替えなどを行います。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線状、点状ブロックを連続して敷設します。</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックの色は原則として黄色とします。</li> </ul>
バス停留所の設置・改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスが正着し、車イス利用者等が円滑に乗降できる構造とします。</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。</li> <li>・上屋、ベンチ等休憩施設、照明施設の検討に努めます。</li> </ul>

重点整備地区内における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(概要)  
(平成12年11月15日 建設省告示第40号)

- (1) 高齢者、身体障がい者等が通常利用する経路を構成する道路には、歩道(自転車歩行者道を含む)を設置し、自動車と分離した通行空間を確保する。
- (2) 歩道  
車いす使用者のすれ違いを可能とするために、2m以上の幅員を連続して確保する。  
車両を乗り入れさせるために歩道を切り下げの場合であっても、幅員2m以上の平坦部を連続して確保する。  
視覚障がい者の安全な通行を確保するために、高さ15cmを標準とする縁石により区画する。  
歩道面の高さは5cmを標準とし、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じて植樹帯、並木または、さくを設置する。  
舗装は、原則として、透水性舗装とする。  
勾配は、原則として、縦断方向については5%以下、横断方向については1%以下とする。  
歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は、2cmを標準とする。
- (3) 案内施設  
主要な交差点等においては、病院等の主要施設、エレベーター等の移動支援施設等を標識や視覚障がい者誘導用ブロックで案内する。  
上記の案内には、必要に応じて点字又は音声等により案内する設備を設ける。
- (4) 立体横断施設  
垂直方向の移動等を少なくするよう、立体横断施設の設置に配慮する。  
経路上の立体横断施設には、原則として道路用エレベーターを設置する。
- (5) その他  
バス停、路面電車停留所、自動車駐車場等は、移動円滑化に必要な構造とする。

## 釧路市交通バリアフリー推進担当者連絡会議

	構 成
釧 路 市	北海道開発局 釧路開発建設部 道路第2課 交通管理係
	北海道 釧路土木現業所 事業課 道路第二係
	釧路市 道路河川課 建設担当
	釧路市 道路河川課 管理担当
	釧路市 都市計画課 都市計画担当

